



令和3年度
障害児通所支援事業所研修会

令和3年度報酬改定等に
伴う主な変更点について

(2) 報酬関係の変更点

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

① 児童指導員等加配加算の見直し、専門的支援加算の創設

<改定内容>

① 経営状況等を踏まえて、児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算（Ⅱ）を廃止する一方、支援の質を向上させる観点から、専門的支援を必要とする児童のための専門職の配置評価する加算を創設。

※難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加
(手話通訳士、手話通訳者は、加算上は児童指導員と同等で評価されますが、人員配置上の児童指導員の要件は満たさないため注意。)

<算定要件>【専門的支援加算】

児童発達支援・放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数に加え下記の従業者を配置した場合加算

（児童発達支援）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合。

（放課後等デイサービス）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で1以上配置した場合。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

② 専門的支援加算についての注意点

<注意点>

- ① 放課後等デイサービスの専門的支援加算では、従事期間に関わらず保育士、児童指導員は対象外となる。
- ② 「5年以上経験」は、保育士・児童指導員の資格を取得してから5年（900日）以上の実務経験が必要。
※実務経験証明書、保育士証での確認が必要。
- ③ 専門的支援加算により理学療法士等（5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。）を配置している場合は、特別支援加算は算定できない。
- ④ 専門的支援加算は、人員配置基準に加え常勤換算1以上で算定可能であるが、児童指導員等加配加算を算定している場合は2以上の配置が必要。

(参考様式6)

実務経験（見込）証明書

兵庫県知事 様 令和 年 月 日 番 号 日
※証明した日を記載してください。

法人所在地
法人名称
代表者氏名 印
電話番号

証明担当者氏名	
担当電話番号	

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ()
業務期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月)
(うち休職等の期間)	年 月 日～ 年 月 日 (年 月)
業務期間内の従事日数	日
業務内容	職名 ()

- 施設又は事業所名欄には、知的障害児施設等の種別も記入すること。
- 見込証明でない場合は、表題の(見込)を二重線で消すこと。
- 証明者は、法人である場合は法人代表者、法人でない場合はその団体等の代表者とする。
- 「業務期間」欄は、被証明者が要保護者に対する直接的な援助を行っていた期間(見込証明においては援助を行うと見込まれる期間)を記入すること。
また、産休・育休・療養休暇や長期研修期間などは「業務期間」とは認められないため、該当する期間がある場合は、「うち休職等の期間」欄に記入し、業務期間から省かれる期間を明確にすること。
(該当する期間が複数回ある場合は、適宜様式を補正し、その全てを記入すること。)
- 「業務に従事した日数」には、「業務内容」の業務に実際に従事した日数を記入すること。
- 「業務内容」欄は、看護師、生活指導員等の職名を記入し、業務内容について、老人デイサービス事業における○○業務、○○実施要綱の○○事業の○○業務等具体的に記入すること。
- 証明内容を訂正する場合は、二重線で消し、証明者の職印を押印すること。(修正液による訂正は認められない。)

(本人確認欄)上記、証明内容に関しては、事実と相違ありません。(自筆で記入すること)

氏名 (証明された本人氏名)	印	連絡先	
現住所			

専門的支援加算を5年以上従事した児童指導員または保育士で取得する場合は下記を記入(児童発達支援のみ)			
児童指導員又は保育士の資格を取得した日付	年 月 日	資格取得後の従事日数	日
		資格取得後の在職期間	年 月 日～ 年 月 日(年 月)
		(うち休暇期間)	年 月 日～ 年 月 日(年 月)

専門的支援加算を、「5年以上従事した児童指導員または保育士」で取得する場合



提出する「実務経験証明書」の最下部に、

- ・資格取得日
- ・資格取得後の従事日数
- ・資格取得後の在職期間

を必ず記載してください。

専門的支援加算を5年以上従事した児童指導員または保育士で取得する場合は下記を記入(児童発達支援のみ)

児童指導員又は保育士の資格を取得した日付	年 月 日	資格取得後の従事日数	日	資格取得後の在職期間	年 月 日～ 年 月 日(年 月)
				(うち休暇期間)	年 月 日～ 年 月 日(年 月)



R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

③ 専門的支援加算に関する Q & A

(専門的支援加算①) 問62

児童指導員等加配加算と専門的支援加算について、算定する上での優先順位はあるのか。

(答)

優先順位は無いので、事業所において算定する加算を選び、都道府県等に届出を行うことができる。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

③ 専門的支援加算に関する Q & A

(専門的支援加算②) 問63

専門的支援加算について、心理指導担当職員の配置により加算する場合は、公認心理師などの資格を有する者を配置した場合に限定されるのか。

(答)

心理指導担当職員として配置する職員については、人材確保の観点も考慮し、公認心理師などの資格を有する者に限定しないこととしている。なお、児童指導員等加配加算や障害児入所施設に配置する心理指導担当職員についても、同様に公認心理師などの資格を有する者に限定しないこととしている。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

③ 専門的支援加算に関する Q & A

<参考:厚生労働大臣が定める児童等(平成24年厚生労働省告示第270号)(抄)>

※「心理指導担当職員」に関する規定

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。)第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者



心理指導担当職員については、公認心理士などの資格を有する者に限定されない。
ただし、大学(短大を除く)若しくは大学院において心理学を専修する学科か課程を修めて卒業した者である必要があり、**単に心理学の単位を取得しただけでは要件に該当しない**ことに留意すること。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

③ 専門的支援加算に関する Q & A

(専門的支援加算③) 問64

多機能型事業所の特例により、午前中に児童発達支援、午後に放課後等デイサービスを実施している多機能型事業所において、専門的支援加算における、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者を常勤換算で1以上配置する場合、児童発達支援の提供時間だけで常勤換算を計算するのか。もしくは、多機能型事業所として放課後等デイサービスでの配置時間も含めて計算するのか。

(答)

専門的支援加算で算定する専門職については、常勤換算で1以上配置する必要がある。問のような多機能型事業所については、午後の時間も含め、常勤換算で1以上の専門職を配置することで要件を満たすものとする。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

③ 専門的支援加算に関する Q & A

(専門的支援加算④) 問65

多機能型事業所の特例により、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所を実施しており、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者を配置して専門的支援加算を算定する場合、児童発達支援の利用者についてのみ算定することとなるのか。

(答)

貴見のとおり。常勤換算の時間には多機能型事業所としての放課後等デイサービスに従事した時間も含めることができるが、報酬の算定は、児童発達支援のみ可能となる。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

③ 専門的支援加算に関する Q & A

(専門的支援加算⑤) 問66

児童発達支援における専門的支援加算の要件のうち、「5年以上児童福祉事業に従事した」ことについて、どのように確認することが考えられるのか。

(答)

児童指導員又は保育士の資格を取得した日及び当該日以降に児童福祉事業を行う事業所で子どもへの直接支援に従事した在職期間や従事日数が分かる証明書等により確認することが考えられる。

また、日数については、在職期間の合計が5年以上であって、従事日数の合計が900日以上とすることを想定している。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

④ 基本報酬：医療的ケア児の基本報酬の創設

<改定内容>

① 児童発達支援及び放課後等デイサービス（重症心身障害児を除く）において「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設

<算定要件>

- ① ケア区分に応じた基本報酬を算定するには、当該事業所を利用する医療的ケア児の医療的ケア区分に応じて看護職員を配置して支援を行うことが必要。
- ② 必要な配置で行われたかどうかの判定は、一月を通じて配置が足りているかどうかで判断。
※配置看護職員合計数が必要看護職員合計数以上となった場合、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定できる。
- ③ 基本報酬を算定する際は、届け出が必要。
※届け出すれば必ず基本報酬が請求できるものではなく②の要件を満たして、初めて医療的ケア区分に応じた基本報酬が算定できることに留意。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

⑤個別サポート加算（創設）

<改定内容>

①報酬設定および加算を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かく加算を算定する。

①個別サポート加算Ⅰ

ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価

②個別サポート加算Ⅱ

虐待等の要保護児童等への支援について評価

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

⑤ 個別サポート加算（創設）

<算定要件>

【児童発達支援】

① 個別サポート加算 I

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、乳幼児等サポート調査表によるスコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する児童を受け入れたことを評価するもの。

3歳未満：食事、排せつ、入浴及び移動の項目で全介助または一部介助の項目が2以上

3歳以上：以下の①及び②に該当すること

① 食事、排せつ、入浴及び移動の項目で全介助または一部介助の項目が1以上

② 行動障害および精神症状の各項目で、ほぼ毎日（週5日以上）ある又は週に1回以上ある項目が1以上

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

⑤ 個別サポート加算（創設）

<算定要件>

【児童発達支援】

② 個別サポート加算Ⅱ

要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行う場合に評価を行うもの。ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当でない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。

(一) 児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。

(二) 連携先機関等との（一）の共有は、年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。

(三) （一）のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること。

(四) 市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

⑤個別サポート加算（創設）

<算定要件>

【放課後等デイサービス】

①個別サポート加算Ⅰ

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表によるスコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する児童を受け入れたことを評価するもの。

以下の①又は②に該当すること

- ①食事、排せつ、入浴及び移動の項目で全介助の項目が3以上
- ②各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上

【放課後等デイサービス】

②個別サポート加算Ⅱ

児童発達支援要件を準用

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

⑥ 看護職員加配加算

<改定内容>

実態に即して算定要件の見直し。

- ① 「主として重症心身障害児を通わせる事業所以外」について看護職員加配加算を廃止。
※医療的ケア児の基本報酬区分創設に伴うもの
- ② 「主として重症心身障害児を通わせる事業所」について加算要件緩和
- ③ 看護職員加配加算（Ⅲ）廃止。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

⑥ 看護職員加配加算

<算定要件>

〈主として重症心身障害児を通わせる事業所〉

① 看護職員加配加算（Ⅰ）

以下要件をすべて満たす場合

- ① 指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコア（新判定基準のスコアに前年度の出席率を掛けた点数）を合計した点数が40点以上。
- ② 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨をインターネット等に公表していること。

② 看護職員加配加算（Ⅱ）

以下要件をすべて満たす場合

- ① 指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコア（新判定基準のスコアに前年度の出席率を掛けた点数）を合計した点数が72点以上。
- ② 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨をインターネット等に公表していること。